

令和5年9月4日

インボイス問題検討・超党派議員連盟
会長 末松義規 様

全国競馬産業労働組合連合会

会長



インボイス制度導入の再考を願う要望書

私たちは、同じ競馬法に基づく管理下の元で開催されている公営競技としての「競馬」というカテゴリーの中で、全国の厩舎現場で働く労働者約2,500名が結集する労働団体であります。

本年10月よりインボイス制度が当産業にも導入されるにあたり、いくつかの大きな懸念を抱いており厩舎現場では混乱をきたしております。

まず、中央競馬においては、ご承知の通り特殊法人である日本中央競馬会（以下、JRA）が主催者として競馬を開催、運営しています。その中で、事業主として厩舎を運営している調教師が全国で185名おり、それぞれが自厩舎の競走馬の成績によりJRAから交付されている競馬賞金（本賞金の10%）と毎月の預託料を主な収入として厩舎を運営しています。調教師の競馬賞金における年収は競走成績により格差はありますが、平均すると年収4,000万円程度となっています。

そこには、それぞれ10名から15名の厩舎従業員が雇用されていますが、これらの労働者の収入は、各従業員につき、調教師から与えられた競走馬2頭の成績によって、JRAから交付されている競馬賞金（本賞金の5%＝進上金）と毎月決まった給与を収入として、生活を営んでいます。

当然、給与からは所得税や住民税が引かれることで納税していますが、進上金については毎年の確定申告により、所得税や住民税を納税しております。

厩舎従業員が獲得する進上金は厩舎従業員一人当たり年収平均で190万円程度となっています。当然、各従業員の担当馬の競走成績によるもので、毎年0.5%程度の人は進上金が1,000万円を超える者も存在し、そういう一部の厩舎従業員のみが課税事業者として消費税を納めています。

一方、地方競馬においては、所在する地方自治体が主催者となり競馬を開催、運営していますが、地方競馬の規模は各地方自治体によりバラバラで、中央競馬と比較すると賞金形態も大きく違います。

また、厩舎現場で働く厩舎従業員は、中央競馬と作業形態や競馬賞金の交付条件や比率はほぼ同様と言いながらも、運営規模が大きく違いますので、中央競馬と比較してその進上金の年収は、10分の1から1.00分の1程度に下回る状況にあります。

縷縷、説明いたしましたが、今般のインボイス制度導入にあたり厩舎現場の懸念事項は以下のとおりであり、インボイス制度導入については再考を願うところです。以下、懸案事項。

- (1) 進上金は、ほとんどが一般に物を購入、消費する嗜好としての商品ではなく、給与を補う生活の糧として貴重な収入であり、更なる課税は大きな負担である。
- (2) 地方競馬においては、社会保険制度すら導入されていない事業所(厩舎)も多く存在することから、社会保障もままならない現状において、さらには極めて少額の進上金に課税するのは死活問題である。
- (3) 厩舎によっては使用者である調教師から、課税事業者として登録するよう様々なパワハラにより厩舎従業員に不利益が生じ負担感が増すこと。
(実際生じている)
- (4) 週休1日、深夜早朝作業、日常的な出張作業の現場において、これまでになかった消費税の申告納付手続き等の新たな事務作業や税理士への作成報酬は大きな負担となること。
- (5) インボイス制度に関して、各厩舎(調教師)の理解成熟度、厩舎従業員への対応がバラバラ(インボイス登録申請を強く求める厩舎もあれば、そうでない厩舎もある状況)であることにより、同じ厩舎従業員という立場にも関わらず、所属厩舎によって、納税負担や事務手続き負担が大きく異なるケースが想定される(実際生じている)
- (6) ほとんどが免税事業者である厩舎従業員に対して、インボイス対応を暗に求めることや厩舎全体でインボイス登録をさせていることは、インボイス登録の任意性を排除するもので、問題であること。
- (7) 上記を含め、インボイス制度の導入により、厩舎と厩舎従業員の関係性が悪化し、その結果、厩舎全体の経営安定化や人的リソースの提供が損なわれ、ひいては公営競技としての円滑な競馬開催が危ぶまれることが十分想定される(給与体系に端を発し令和5年3月に実施されたJRA厩舎従業員によるストライキの例も思い起こされる)
- (8) なお、インボイス制度に伴う上記厩舎と厩舎従業員の必要な対応策や問題点、方針について、競馬主催者であるJRAとしての正式な見解のアナウンスはされていない(各厩舎と厩舎従業員の裁量に完全に委ねられているもの)と理解している。

以上